

第 1 1 回鹿児島市屋外広告物審議会 会議録（概要）

開催日時	平成22年7月7日（水） 13時30分～15時20分
開催場所	市役所東別館9階 特別中会議室
出席者	委員14人、事務局6人
（委員）	野田会長 古川委員 平尾委員 津曲委員 米永委員 松永委員 西委員 正委員 永里委員 川寄委員 高木委員 小磯委員 古木委員 大山委員
（事務局）	上林房都市計画部長、東都市景観課長、吹留主幹、その他関係職員
会議の概要	
1 開 会	<p>1 開 会</p> <p>■事務局</p> <p>本日の出席委員は、17人中14人で過半数であり、鹿児島市屋外広告物審議会規則第3条第2項に基づき、審議会は成立しているとの報告を行った。</p> <p>新しく委員となった大山委員を紹介。</p>
2 議 事	<p>2 議 事</p> <p>■野田会長</p> <p>第11回鹿児島市屋外広告物審議会の開催を宣言。会議録の署名を、米永委員と正委員にお願いしたい。</p> <p>■米永委員・正委員</p> <p>了承</p> <p>■会長</p> <p>当審議会には、傍聴に関する規定がない。事務局、傍聴希望者があるか。</p> <p>■事務局</p> <p>傍聴希望者1名、報道機関の取材希望が2社ある。</p> <p>■会長</p> <p>本日の審議会の傍聴を認めてもよろしいか。</p> <p>■委員一同</p> <p>異議なし</p>

■会長

傍聴の許可を行い、審議会の円滑な進行をお願いすると共に報道機関の頭撮りを許可した。

意見聴取

「鹿児島市屋外広告物条例の一部改正の骨子案について」

上林房都市計画部長が今回の審議会の主旨を説明し、東都市景観課長が、鹿児島市屋外広告物条例の一部改正の骨子案について説明を行った後、審議会からの意見をいただいた。質疑の概要は次のとおり。

<1. 景観重要建造物に関する改正>

■委員

第1種禁止地域での一般の基準はどのようになっているか。改正後に掲出可能となる面積、 $2\text{ m}^2 \cdot 3\text{ m}^2 \cdot 5\text{ m}^2$ という基準は、一般の基準よりも厳しいのか。

■事務局

広告物の形態で基準は異なるが、野立広告物の場合、第1種禁止地域で 5 m^2 、第2種禁止地域で 15 m^2 、第1種制限地域で 20 m^2 、第2種制限地域で 30 m^2 以内となっており、厳しい基準となる。

■委員

これは、自家用広告物に限られるのか。

■事務局

第1種禁止地域と第2種禁止地域では自家用広告物に限られるが、第1種制限地域と第2種制限地域では自家用広告物以外も掲出できる。

■会長

壁面広告物の場合は、壁面の $1/5$ 以下という基準であるが、景観重要建造物の場合は、このような一般的な基準は適用されずに、規制地域ごとの $2\text{ m}^2 \cdot 3\text{ m}^2 \cdot 5\text{ m}^2$ という基準になると考えてよいか。

■事務局

そのとおりである。

■会長

従来は屋外広告物を禁止していたが、これを自家用広告物に限り、掲出を認め、面積は一般に許可しているものに比べて小さくなると考えてよいか。

■事務局

そのとおりである。

■委員

壁面広告物の場合、壁面の1/5以下とのことだが、小さな建物であれば、面積が緩くなることは考えられないか。

■事務局

景観重要建造物は、地域の方々に親しまれるものであることから、それなりの規模が想定され、小規模な建造物は考えにくい。現在、想定されるものは、景観重要建造物の指定候補としている住吉町の石造倉庫であり、小規模な建造物ではない。

■会長

景観重要樹木については、どのようになるのか。

■事務局

これまでどおり、禁止である。

■委員

景観重要建造物の候補である石造倉庫の規制地域は何地域か。

■事務局

第2種制限地域である。

■委員

第2種制限地域であれば、5㎡以内は掲出できるが、この5㎡の基準は合計面積か、それとも複数のテナントが入った場合は、テナント毎に5㎡以内で掲出できるのか。

■事務局

全ての広告物を合計した面積が5㎡以内という考え方である。

■委員

壁面広告物の一般基準である1/5という基準と、今回の2㎡・3㎡・5㎡以内という基準を並列して表示する必要はないか。

■事務局

現行の条例で禁止物件としているが、地域毎に2㎡・3㎡・5㎡以内の自家用広告物は認めている石垣や擁壁等と整合を図りたいと考えていることから、面積規定のみとしている。

■委員

壁面広告物の1/5という基準は、それぞれの面の垂直壁面の1/5か、それとも全体の垂直壁面の1/5か。

■事務局

それぞれの面の垂直壁面の1/5である。

■委員

それと比べると、今回の5㎡以内という基準は、小さくなると考えてよいか。

■事務局

そのとおりである。

■委員

分割する場合と、一箇所にまとめる場合とでは、見た目が違い、1つにまとめた方がすっきりすると思うが、好きなように分割してもよいのか。分割して掲出されるとデザイン的にまずいことにはならないか。分割を規制するような基準は必要ないか。

■事務局

利活用されながら、維持保全することを考えると、営業活動が最低限可能な掲出の仕方を認めて、合計で5㎡以内という基準が妥当であると考えており、指定候補の石造倉庫には、昔からの商標等あり、石造倉庫の雰囲気を醸し出しているものであるが、これも屋外広告物に該当することから、合計で5㎡以内という基準でこれらを認めたいと考えている。

また、景観重要建造物は、市長が指定する景観上重要なものであることから、指定に際して建造物の価値を失わないように屋外広告物を掲出するよう協議していく。

< 2. 可変表示式屋外広告物に関する改正 >

■委員

規制がかかる場所に、既に掲出してあるものは、撤去しなければならないのか。

■事務局

経過措置を考えている。詳しくは後ほど経過措置で説明する。

■会長

主要交差点の隣接地が大きい場合と小さい場合では、一方は規制対象外で、一方が規制対象となることが想定されるが、これはなぜか。

■事務局

自家用広告物を除外した理由である交差点部の土地の利用を過度に制限しないという主旨を踏まえて、交差点部の土地の財産価値に着目し、敷地単位で規制しようと考えているためである。

■会長

停止線の延長線上のみを規制するという考え方もあると思うが。

■事務局

建物をつくる場合に敷地単位で設計することから、敷地単位で規制したいと考えている。

■委員

敷地の概念については、しっかり規定しなければ混乱すると思うが、整理できるのか。

■事務局

建物の利用状況や土地の利用状況により、敷地は明確に定義することができる。

■委員

道路の区域を規制区域としても、あまり効果がないのではないかと。

■事務局

建物から突出する広告物など、道路上に広告物が掲出されることが想定されることから、道路の区域も規制対象としている。

■委員

両方の道路が4車線のT字交差点も規制対象の交差点となるのか。

■事務局

規制対象となる。

■委員

規制の主旨から考えると、敷地単位での規制ではなく、停止線から何mというような規制の仕方の方がよいのではないかと。

■事務局

交差点は、T字交差点や角度のある交差点など様々な形態が想定され、また、停止線の位置も様々である。交差点に接する敷地という考え方の方が、實際上わかりやすいのではないかと考えている。

■会長

大きな敷地で、2棟建物が建っている場合の扱いはどうなるか。

■事務局

建築基準法上の一敷地として扱うのか、それとも別敷地として扱うのかで規制は異なってくる。

<3. 地域貢献を条件とする屋外広告物に関する改正>

■会長

誰が広告物を作成し、所有するのか。

■事務局

通り会などの掲出した団体等のものである。

■委員

組合や通り会等が賑わいを生み出すために、広告料を取らないで掲出する場合は、どのような取り扱いとなるか。

■事務局

個別の広告で判断するというより、年間を通してトータルで広告収入を地域のまちづくり活動に活かす取り組みを想定している。

■会長

これまで規制をしてきた根拠があると思うが、地域活動へ広告収入を充てるから規制を緩和するという話で、安全性の面などは問題ないか。

■事務局

構造上の安全は、規制を緩和する前提条件である。全ての広告物が緩和されるというものではなく、運用基準等を定めて運用したいと考えている。

■委員

地域貢献を条件とする屋外広告物とは、具体的にどのような意味か。

■事務局

広告収入を地域の清掃活動やイベント活動に活かす取り組みである。

■委員

屋外広告物の内容が、地域へ貢献するような内容という意味ではないということか。

■事務局

そのとおりである。広告収入の一部を地域活動へ活用する取り組みのことである。

■委員

広告収入の一部という表現はあいまいであり、広告収入の10%など基準を定めた方が平等であると思うが、この割合はそれぞれの判断に任せるとのことか。また、「アーケード広告物等の特に必要な屋外広告物の許可基準」という表現は分かりづらいことから、分かりやすく変更した方がよい。

■会長

広告収入の一部という部分については、基準を設けていないのか。

■事務局

現在は、条例に広告物活用地区を盛り込み、基準の緩和を認める制度を導入したいと考えている段階であり、実際の運用上の取り決めは、基準の緩和が認められた後の作業となってくると考えている。

<4. 景観計画に定める眺望確保範囲における屋外広告物に関する改正>

特に意見なし

<5. 自然地域に掲出される屋外広告物に関する改正>

■委員

横浜市では、彩度4としているとのことだったが、なぜ、本市では、彩度8としたのか。

■事務局

横浜市では、景観上重要な一部の地域に限って規制している。本市では自然地域での規制を考えており、自然地域でベースとなる色彩に溶け込む彩度8という基準が妥当であると考えている。

■委員

彩度8は、紅葉した時の彩度のようなのだが、彩度8という基準は、目立ちすぎないかなという気がするがどうか。

■事務局

他都市において広い範囲を一律に規制する場合の基準は、本市よりも緩やかな彩度10や彩度12などの基準としている都市も存在すること等を勘案しても、彩度8という基準は妥当な規制であると考えている。

< 6. 景観形成重点地区候補地の屋外広告物に関する改正 >

■会長

現状で問題となる広告物はあるのか。

■事務局

現状としては、ほとんどない。

< 7. 公共広告物に関する改正 >

■会長

どこが掲出しているのかわからないので、公共団体名等を記載するのは必要なことではないかと考える。

■事務局

公共広告物は、一般の広告物の模範となるべきものだが、見苦しいという意見もあったことから、規制強化を考えている。

< 8. 交通機関の車体広告物に関する改正 >

■委員

バスについては、市営の路線バスと民間の路線バスがあり、また、ホテルや病院等の事業所のマイクロバスもあるが、同じ基準で考えるのか。

■事務局

同様の基準である。

■委員

交通機関という言葉は、いろいろな解釈がある。タクシーや自動車はどのようになるのか。

■事務局

現行の条例でも、自動車として規制しており、対象となるものを変更する改正ではないことから、自動車全部にこれまで同様、適用されるものである。

■委員

電車はどうなるのか。

■事務局

路面電車も該当する。

■会長

文字が入ると広告物だと考えてよいのか。

■事務局

文字だけでなく、キャラクターなども広告として対象となる。

■委員

車の所有者と広告主が異なる場合に、この規制が適用されるのか。

■事務局

広告を表示する場合は、車の所有者と広告主が異なる場合はもちろんのこと、車の所有者と広告主が同様の場合も規制の対象となる。

■委員

JRの赤の車体色などは、どのような扱いとなるか。

■事務局

各バス事業者の車体色であることから、規制の対象外である。

■委員

ホテルなどの自家用のマイクロバスの色というものも、規制対象外と考えてよいのか。

■事務局

自社所有の企業イメージカラーであれば、規制対象外である。ただし、ホテル名などは規制対象となってくる。

■委員

トラックの後ろを改造して全面広告とする広告宣伝用の車はどのようなになるのか。

■事務局

現行条例で20㎡まで認めている。ただし、車検証書等で広告宣伝用自動車であることが確認されたものに限る。

■委員

他都市で車検証書等を取っているものは、本市の規制はかからないのか。

■事務局

その都市での規制となることから、本市の規制はかからない。

<p>4 閉 会</p>	<p>■委員 おはら祭りの花電車はOKか。</p> <p>■事務局 適用除外で掲出できる。</p> <p><経過措置></p> <p>■会長 LED広告物など、設置費用が高額であることから、最長10年あればよいと思う。</p> <p><まとめ></p> <p>■会長 今回の意見を参考にして、条例の改正について更に検討を重ねてほしい。 その他で何か質問等があるか。特になければ、本日の審議を終了する。</p> <p>■事務局 本日の審議会の意見を参考にしながら、条例改正の骨子案を決定し、パブリックコメントの手続きにより、市民の方々から意見を募集する。これらの手続きを経て、条例改正の原案ができた段階で、当審議会に諮問したいと考えている。</p> <p>4 閉 会</p>
--------------	--